

○山梨県警察職員の職務執行に伴う物的損害の報償に関する訓令

〔昭和46年9月10日〕
本部訓令第19号

〔沿革〕 平成7年2月本部訓令第1号

(目的)

第1条 この訓令は、山梨県警察職員（以下「職員」という。）が、職務執行に伴って私有物品に損害を受けた場合の報償について必要な事項を定めることを目的とする。

(報償の対象)

第2条 この訓令による報償の対象は、職務執行に伴い亡失またはき損した私有物品とする。

(報償金額)

第3条 報償金の額は、報償対象物品の時価または補修に要する経費について事案の内容を勘案し、決定するものとする。

(申請手続)

第4条 所属長は、この訓令による報償を要すると認められる事案が発生したときは、損害を受けた者の申告書、現認報告書その他当該事案を証明する資料ならびに当該物品の品質および金額を認定しうる資料を添え事案発生後7日以内に私有物品損害報償金申請書（様式第1号）により警務部警務課長（以下「警務課長」という。）を経由して警察本部長（以下「本部長」という。）に申請するものとする。

(審査委員会)

第5条 警察本部に、損害私有物品報償審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(委員会の構成及び任務)

第6条 委員会は、委員長及び委員をもつて構成し、委員長は警務部長、委員は総務室長、生活安全部長、刑事部長、交通部長、警備部長、会計課長、監察課長及び委員長が特に命じた者とする。

2 委員長に事故あるときは、前項の委員のうちから委員長があらかじめ指名する者がその職務を代行する。

3 委員会は、第4条の規定により申請された事案について、報償の可否を審査のうえ報償金額を決定し、その結果を本部長に報告しなければならない。

4 委員会の庶務は警務部警務課が行なう。

(委員会の運営)

第7条 委員会は、過半数の委員が出席しなければ審査を行なうことができない。ただし、事案の内容により持回り審査にすることができる。

2 議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(報償金額の決定)

第8条 本部長は、第6条による報告に基づいて報償の要否および報償金額を決定し、私有物品損害報償金決定通知書(様式第2号)により、所属長に通知するものとする。

(記録)

第9条 警務課長は、私有物品損害報償金記録簿(様式第3号)を備え記録しておかなければならない。

附 則

この訓令は、公布の日から施行し、昭和46年4月1日から適用する。

附 則 (平成7年2月27日本部訓令第1号)

この訓令は、平成7年3月1日から施行する。

様式 略